

第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBi0) 運営維持管理事業

修正対応表

令和 5 年 8 月 25 日

資料名	頁	項目	修正前	修正後
事業契約書 (案)	P57	別紙 3	別紙 3 事業者が加入する保険等 … (略) … 2 運営・維持管理期間中の保険 (1) 運営・維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険 保険契約者 : 事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 (下請負人を含む) 保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする (毎年度更新することでもよい。) 填補限度額 : 対人…1 億円以上/人、10 億円以上/事故 対物…1 億円以上/事故 補償する損害 : 運営・維持管理業務における建設工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 免責金額 : 5 万円以下 (2) 本施設の施設賠償責任保険 保険契約者 : 市、事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする 填補限度額 : 対人…1 億円以上/人、10 億円以上/事故 対物…1 億円以上/事故 補償する損害 : 本件施設の所有、使用もしくは管理及び本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 免責金額 : 5 万円以下	別紙 3 事業者が加入する保険等 … (略) … 2 運営・維持管理期間中の保険 (1) 運営・維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険 保険契約者 : 事業者又は事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 (下請負人を含む) 被保険者 : 事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 (下請負人を含む) 保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする (毎年度更新することでもよい。) 填補限度額 : 対人…1 億円以上/人、10 億円以上/事故 対物…1 億円以上/事故 補償する損害 : 運営・維持管理業務における建設工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 免責金額 : 5 万円以下 (2) 本施設の施設賠償責任保険 保険契約者 : 事業者又は事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 被保険者 : 市、事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする 填補限度額 : 対人…1 億円以上/人、10 億円以上/事故 対物…1 億円以上/事故

			<p>特約 : 交叉責任担保特約</p> <p>(3) 生産物賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : 事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者</p> <p>保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする</p> <p>填補限度額 : 対人…1億円以上/人、10億円以上/事故 対物…1億円以上/事故</p> <p>補償する損害 : 店舗における生産物により、第三者に身体障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を問われた場合の賠償金及び争訟費用を填補する。</p> <p>免責金額 : 1千円以下</p>	<p>補償する損害 : 本件施設の所有、使用もしくは管理及び本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>免責金額 : 5万円以下</p> <p>特約 : 交叉責任担保特約</p> <p>(3) 生産物賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : 事業者又は事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者</p> <p>被保険者 : 事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者</p> <p>保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする</p> <p>填補限度額 : 対人…1億円以上/人、10億円以上/事故 対物…1億円以上/事故</p> <p>補償する損害 : 店舗における生産物により、第三者に身体障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を問われた場合の賠償金及び争訟費用を填補する。</p> <p>免責金額 : 1千円以下</p>
事業契約書(案)	P64	別紙6	<p>別紙6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払い手続き …(略)…</p> <p>2. サービス購入料の支払方法等 …(略)…</p> <p>(2) サービス購入料の支払方法 …(略)…</p> <p>③ 事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新費相当の支払方法 事業者の事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、市は2.(1)で算出された修繕・更新費相当について、サービス購入料Dとして、リニューアルオープン予定日から事業期間終了までの間、令和8年7月を第1回とし、令和20年4月を最終回とする、年4回・48回に分けて支払う。なお、令和8年7月から令和11年1月までを第1期、令和12年7月から令和16年4月までを第2期、令和17年7月から令和20年4月までを第3期とし、各期の年間の支払額に格差をつけることは認めるものとするが、各期中の支払金額は、同一とする。 …(略)…</p>	<p>別紙6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払い手続き …(略)…</p> <p>2. サービス購入料の支払方法等 …(略)…</p> <p>(2) サービス購入料の支払方法 …(略)…</p> <p>③ 事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新費相当の支払方法 事業者の事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、市は2.(1)で算出された修繕・更新費相当について、サービス購入料Dとして、リニューアルオープン予定日から事業期間終了までの間、令和8年7月を第1回とし、令和20年4月を最終回とする、年4回・48回に分けて支払う。なお、令和8年7月から令和12年4月までを第1期、令和12年7月から令和16年4月までを第2期、令和16年7月から令和20年4月までを第3期とし、各期の年間の支払額に格差をつけることは認めるものとするが、各期中の支払金額は、同一とする。 …(略)…</p>